

事業主の皆様のご協力をお願いします



障害のある方を訓練生として 受け入れてみませんか？

富山県技術専門学院では、障害のある方の実習型職業訓練である**実践能力習得コース**に協力していただける事業所を求めています。

【訓練の概要】 実践能力習得訓練コース

訓練の目的	企業等を委託先として、実際の職場環境を活用した職業能力の習得を目指す訓練です。
対象者	ハローワークに求職登録を行っている方で、障害者手帳をお持ちの方
訓練期間	1～3か月（標準：100時間/月 下限：60時間/月）
訓練内容	事業所が実施している業務に関する作業実習を中心に実施します。
委託料	訓練生一人当たり月額90,000円（+税）の委託料をお支払いします。（ただし中小企業以外は、月額60,000円（+税）になります。）

※ 訓練中に事故が発生したときには労災保険が適用されます。

これまでの実施例

工場

- ・材料の準備
- ・仕上げ、検品など



ビルメンテナンス

- ・清掃
- ・庭木の手入れなど



福祉施設

- ・介護補助、清掃
- ・ベッドメイキングなど



農業、園芸

- ・植物苗栽培
- ・土づくり、水やりなど



富山県技術専門学院は、富山県が設置、運営する職業能力開発施設です。

○お問い合わせ

〒930-0916 富山市向新庄町1-14-48

電話076-451-8803





Q: 事業所は何をすれば良いのか？

A:

- ① 訓練として、どのような業務をしてもらうかを決めていただきます。
- ② 訓練期間中の担当の指導員を決めていただきます。
- ③ 訓練生の募集は、ハローワークを通じて行うので、ハローワークに求人票（非公開も可能）を提出していただきます。
- ④ 訓練のカリキュラムを作成します。作成にあたっては、技術専門学院の障害者職業訓練コーディネーター及び同支援員がサポートします。
- ⑤ 訓練中は、訓練生の作業指導並びに毎日の出欠管理を行い、月末毎に報告していただきます。

Q: 事業所にはどんなメリットがあるのか？

A:

- ① 訓練の中で、訓練生の職業能力や障害の特性などの把握ができるので、スムーズに雇用につなげることができます。
- ② 事業所に、訓練生1名あたり、月額90,000円+税（大企業は月額60,000円+税）の委託料が支払われます。
- ③ 訓練中の賃金・交通費・保険等を支払う必要はありません。

《 事業主 》



不安

障害に応じた
職場の配慮事項が
分からない

障害者への接し
方、雇用管理が
分からない

どのような仕事を担当させればよいか
分からない

身体障害者は雇用しているが、知的障害・精神障害者を雇うのは初めて

《 障害者 》



不安

訓練を受けたことが実際に役立つか不安

就職は初めてなので、
職場での仕事に
耐えられるか不安



どのような仕事が
適しているか
分からない

障害者のための職業訓練

雇用

不安の解消
・軽減

